

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合旅費規程

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合旅費規程

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の職務のため旅行する理事、監事、評議員及び職員等に対し、支給する旅費に関する必要な基準を定めるものとする。

第2条 この規程により、支給する理事、監事、評議員及び職員等の旅費は、鹿児島県職員等の旅費に関する条例に準じて支給するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

